

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(設備の高効率化改修支援事業)
中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO₂削減推進事業
公募要領

令和2年4月
一般財団法人栃木県環境技術協会

一般財団法人栃木県環境技術協会(以下「協会」という。)では、環境省から令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(設備の高効率化改修支援事業)の交付決定を受け、(1)設備の部品・部材の一部を改修、導入することによる低コストでCO₂排出量削減が実現できる手法の普及(以下「設備事業」という。)、(2)熱利用分野を低炭素・脱炭素化する設備の導入促進(以下、「熱利用事業」という。)、(3)温泉供給設備を改修することによる低コストでCO₂排出量削減が実現できる手法の普及(以下、「温泉事業」という。)及び(4)PCB使用照明器具のLED照明への交換の促進(以下、「PCB事業」という。)に対する補助金を交付する事業を実施しています。

このうち(4)PCB事業の概要、対象事業、交付申請方法及びその他の留意事項を記載しておりますので、交付申請される方は、本公募要領を熟読くださいますようお願いいたします。

なお、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(設備の高効率化改修支援事業)交付規程(以下「交付規程」という。)に従って手続等を行っていただくこととなります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金は、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、協会としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し交付申請をされる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、交付の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 交付申請者が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。申請書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。
- 2 協会から補助金の交付決定を通知する前に発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））をすることをいう。）することはできません。処分しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 5 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 6 補助金の交付申請ができる者は、別紙1に示す「暴力団排除に関する誓約書」の誓約事項を補助金の交付申請前に確認し、記載内容に誓約できる者としします。
- 7 補助金の交付申請ができる者は、別紙2に示す「個人情報のお取扱いについて」同意書の同意事項を補助金の交付申請前に確認し、記載内容に同意できる者としします。

目次

1. 事業の目的と性格
2. 事業内容
3. 補助金の交付方法等について
4. 交付申請方法等
5. 留意事項等

別紙1 暴力団排除に関する誓約書

- ・ 交付申請書【様式第1】
- ・ 実施計画書【様式第1別紙1（1-4-1～1-4-3）】
 - 【既設灯一覧表】
 - 【LED灯一覧表】
 - 【CO2削減量計算表】
- ・ 経費内訳【様式第1別紙2（2-4-1～2-4-3）】

1. 事業の目的と性格

○ 本事業では、昭和52年3月以前に建築・改修された建物で使用されている可能性のあるPCB使用照明器具の有無に係る調査、ならびにCO₂削減効果のある低炭素型製品（LED照明器具）への交換に係る費用の一部を支援します。

○ 事業の実施により、エネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。

このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量の実績を報告していただくこととなります。

○ 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年法律第255号。以下「適正化法施行令」という）の規定によるほか、この補助金の交付要綱・実施要領・交付規定に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、環境省または協会の指示に従わない場合には、交付規程の規定に基づき交付決定の解除の措置をとることもありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、申請してください。

- ・事業開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。
- ・事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減量の把握等）の提出や適正な財産管理、補助事業で取得した財産である旨の表示などが必要です。
- ・これらの義務が十分果たされないときは、環境省または協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を解除することもあります。

2. 事業内容

本補助事業の対象は、(1) に適合する (2) の事業とします。

(1) 対象事業の基本的要件

- ① 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること。
- ② 補助事業を行うための実績・能力・実施体制を有すること。
- ③ 別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(2) 事業概要

(ア) 事業の目的

昭和52年3月以前に建築・改修された建物で使用されている可能性のあるPCB使用照明器具は、各事業対象地域で定められる処分期間内に適正に処分委託等を行う必要があります。また、LED照明器具に交換することでCO₂削減効果が見込まれますが、調査や交換に必要な買い替え費用等がその障害となっています。

本事業は、現在使用中のPCB使用照明器具の調査ならびにLED照明器具への交換を支援することにより、PCB早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的としています。

(イ) 対象事業の要件

本事業は、次に掲げる事業を対象とします。

1) PCB使用照明器具の有無に係る調査事業（以下、「調査事業」とする。）

- ① PCB使用照明器具が使用されている可能性のある昭和52年3月以前に建築・改修された建物の調査であること。
- ② 本事業で発見されたPCB使用照明器具の処理を確実に行うこと。

PCB使用照明器具をLED照明器具に交換することにより生じる高濃度PCB使用安定器が、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）で適正に処理されることが確実であることを確認するため、当該安定器について下記のア)～ウ)を全て満たしていること。

ア) 本事業で発見された高濃度PCB使用安定器について、本事業の実績報告書提出日までに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）第19条において準用する第8条に基づく届出を、都道府県市（都道府県及びPCB特別措置法第26条第1項の政令に定める市をいう。）に提出すること。

イ) 実績報告書提出日までに、JESCOへの予備登録を完了させること。

ウ) 各事業対象地域で定められている処分期間までに、JESCOとの処分委託契約を締結すること。（ただし、事業者に責のない事由によって遅れた場合はこの限りではない。）

予備登録の申込様式はこちらのURLから取得。

<http://www.jesconet.co.jp/customer/select.html>

記入要領はこちらの URL から取得（例：東京都・埼玉県版）。

http://www.jesconet.co.jp/customer/pdf/sp-kinyu_tokyo.pdf

各事業対象地域で定められている処分期間はこちらをご参照下さい。

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

2) PCB使用照明器具をLED照明に交換を行う事業（以下、「交換事業」とする。）

- ① 使用中のPCB使用照明器具の交換であること。
- ② 1) に定める事業、安定器の銘板情報やメーカーへのヒアリング等により、照明器具の安定器にPCBが使用されていることが確実であること。
- ③ LED照明器具への交換により生じるPCB廃棄物の処理を確実に行うこと。
PCB使用照明器具をLED照明器具に交換することにより生じる高濃度PCB使用安定器が、JESCO で適正に処理されることが確実であることを確認するため、当該安定器について下記の ア)～ ウ)を全て満たしていること。

ア) 実績報告書提出日までに、PCB特別措置法第19条において準用する第8条に基づく届出を都道府県市（都道府県及びPCB特別措置法第26条第1項の政令に定める市をいう。）に提出すること。

イ) 実績報告書提出日までに、JESCO への予備登録または搬入荷姿登録を完了させること。

ウ) 各事業対象地域で定められている処分期間までに、JESCO との処分委託契約を締結すること。（ただし、事業者に責のない事由によって遅れた場合はこの限りではない。）

予備登録の申込様式はこちらの URL から取得。

<http://www.jesconet.co.jp/customer/select.html>

記入要領はこちらの URL から取得（例：東京都・埼玉県版）。

http://www.jesconet.co.jp/customer/pdf/sp-kinyu_tokyo.pdf

各事業対象地域で定められている処分期間はこちらをご参照下さい。

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

- ④ 交換する照明器具がLED照明器具であること。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下、「グリーン購入法」という。）第6条に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成30年2月9日変更閣議決定）の基準を判断基準とする。

対象の照明器具をLED照明器具に交換する際には、以下のア)～ イ)のうち、いずれかの要件を満たしていること。

なお、ランプのみの交換は適用外とする。

ア) 蛍光灯器具（オフィス・教室等）またはHID器具（高天井器具・投光器・防犯灯・街路灯・道路照明器具・トンネル照明器具等）をLED照明器具に交換する場合

グリーン購入法に係る基本方針に示されているLED照明器具の判断の基

準等を満たしていること。（ただし、防爆型照明はこの限りでない。）

イ) 低圧ナトリウム灯器具（トンネル用等）をLED照明器具に交換する場合
グリーン購入法に係る基本方針別記21. に示されている道路照明（LED
道路照明）と同程度の基準を満たしていること。

3) PCB使用照明器具の有無に係る調査及びPCB使用照明器具をLED照明に交換を行う事業（以下、「調査交換事業」とする。）

① PCB使用照明器具が使用されている可能性のある昭和52年3月以前に建築・改修された建物の調査及び調査により発見された使用中のPCB使用照明器具の交換を一体的に行うこと。

② LED照明器具への交換により生じるPCB廃棄物の処理を確実に行うこと。
PCB使用照明器具をLED照明器具に交換することにより生じる高濃度PCB使用安定器が、JESCOで適正に処理されることが確実であることを確認するため、当該安定器について下記の ア) ～ ウ) を全て満たしていること。

ア) 実績報告書提出日までに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）第19条において準用する第8条に基づく届出を都道府県市（都道府県及びPCB特別措置法第26条第1項の政令に定める市をいう。）に提出すること。

イ) 実績報告書提出日までに、JESCOへの予備登録または搬入荷姿登録を完了させること。

ウ) 各事業対象地域で定められている処分期間までにJESCOとの処分委託契約を締結すること。（ただし、事業者に責のない事由によって遅れた場合はこの限りではない。）

予備登録の申込様式はこちらのURLから取得。

<http://www.jesconet.co.jp/customer/select.html>

記入要領はこちらのURLから取得（例：東京都・埼玉県版）。

http://www.jesconet.co.jp/customer/pdf/sp-kinyu_tokyo.pdf

各事業対象地域で定められている処分期間はこちらをご参照下さい。

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

③ 交換する照明器具がLED照明器具であること。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下、「グリーン購入法」という。）第6条に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成30年2月9日変更閣議決定）の基準を判断基準とする。

対象の照明器具をLED照明器具に交換する際には、以下の ア) ～イ)のうち、いずれかの要件を満たしていること。

なお、ランプのみの交換は適用外とする。

ア) 蛍光灯器具（オフィス・教室等）またはHID器具（高天井器具・投光器・防

犯灯・街路灯・道路照明器具・トンネル照明器具等)をLED照明器具に交換する場合

グリーン購入法に係る基本方針に示されているLED照明器具の判断の基準等を満たしていること。(ただし、防爆型照明はこの限りでない。)

- イ) 低圧ナトリウム灯器具(トンネル用等)をLED照明器具に交換する場合
グリーン購入法に係る基本方針別記21.に示されている道路照明(LED道路照明)と同程度の基準を満たしていること。

(ウ) 補助金の交付申請者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- (a) 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に定める中小企業者
- (b) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人のうち中小企業規模相当の者
- (c) 法律により設立された法人のうち中小企業規模相当の者
- (d) 地方公共団体のうち中小企業規模相当の者
- (e) 個人事業主又は個人
- (f) その他環境大臣(以下「大臣」という。)の承認を得て協会が適当と認める者
- (g) 上記(a)から(f)に対してリース方式によりLED照明器具を導入する民間企業

(エ) 共同事業者

補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が(ウ)「補助金の交付申請者」の(a)～(g)のいずれかに該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1者が本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者(以下「代表事業者」という。)とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

- (a) ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、設備等を使用する上記(ウ)の(a)～(f)記載の法人等と共同申請とします。この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。
- (b) (a)以外の共同実施において、補助事業者には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。代表事業者及び共同事業者は、特段の理

由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

(オ) 補助金の交付額

原則として次の額を上限として交付します。詳細は、交付規定の別表第1のIVを参照してください。

(a) 調査事業 補助対象経費の10分の1 (上限50万円)

(b) 交換事業 補助対象経費の3分の1

(c) 調査交換事業

PCB使用照明器具の有無に係る調査 補助対象経費の10分の1
(上限50万円)

PCB使用照明器具のLED照明器具への交換 補助対象経費の3分の1

(カ) 補助事業期間

補助事業の実施期間は原則として単年度とします。交付決定日(事業開始日)から事業を開始し、遅くとも令和3年2月28日(日)までに事業を完了するものといたします。

(キ) 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。また、導入に関する各種法令を遵守するようにしてください。

(ク) 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この要領及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供するようにしてください。

3. 補助金の交付方法等について

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、都度採択します。なお公募は応募申請書の提出は不要とし、交付申請書を提出していただきます。

(2) 審査方法

交付申請者より提出された実施計画等をもとに、以下の項目等について書類審査を行います。書類審査を通過した申請に関して、その後、協会内部審査において、下記に示す審査基準に基づいて厳正な審査を行い、補助事業費の範囲内で補助事業の選定を行います。

ます。

なお、審査結果に対するご意見には対応致しかねます。審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めることもありますのでご了承ください。

【書類審査内容】

(調査事業、交換事業、調査交換事業)

- ・公募要領や交付規程に定める各要件を満たしていること
- ・必要な書類が添付されていること
- ・書類に必要な内容が記載されていること
- ・事業を確実に実施するために必要な資金調達の計画を有していること

【想定される審査項目】

(調査事業)

- ・事業の目的・実施計画の妥当性
- ・調査実施施設が適切であること
- ・PCB使用照明器具があった場合のLED照明器具の導入計画が妥当であること
- ・事業の実施体制の妥当性
- ・資金計画の妥当性

(交換事業)

- ・事業の目的・実施計画の妥当性
- ・事業の実施体制の妥当性
- ・資金計画の妥当性
- ・本事業の実績報告書の提出日までに、PCB特別措置法に基づく都道府県市への届出を提出すること
- ・本事業の実績報告書の提出日までに、JESCO への予備登録または搬入荷姿登録を完了させること
- ・各事業対象地域で定められる処分期間までに JESCO との処分委託契約を締結すること
- ・二酸化炭素排出量の削減効果が明確であること

(調査交換事業)

- ・事業の目的・実施計画の妥当性
- ・調査実施施設が適切であること
- ・PCB使用照明器具があった場合のLED照明器具の導入計画が妥当であること
- ・事業の実施体制の妥当性
- ・資金計画の妥当性
- ・PCB特別措置法に基づく届出を実績報告書提出日までに提出すること
- ・本事業の実績報告書の提出日までに、JESCO への予備登録または搬入荷姿登録を完了させること
- ・各事業対象地域で定められる処分期間までに JESCO との処分委託契約を締結すること

- ・二酸化炭素排出量の削減効果が明確であること

(3) 補助金の対象となる費用

補助金の対象となる費用は、原則として、事業実施期間に行われる事業で、かつ当該期間中に支払いが完了するもの（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は精算払請求時までには領収書を協会に提出することとする。）となります。

(4) 交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- (ア) 申請に係る補助事業の全体計画が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。
- (イ) 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む）の対象経費を含まないこと。
- (ウ) 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(5) 事業の開始について

補助事業者は協会からの交付決定を受けた後に、事業を開始していただきます。補助事業者が他の事業者等と契約を締結するに当たっては 契約・発注日が、協会の交付決定日以降となるよう注意して下さい。協会は、原則として事業期間の適当な時期に事業が適切に行われていることを確認するために中間検査を行います。

(6) 補助事業の計画変更について

補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする時（ただし、軽微な変更を除く。）は、補助金計画変更承認申請書を協会に提出する必要があります。

(7) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了（支払が完了したことを指す）した時は、完了後30日以内又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を協会宛に提出いただきます。

協会は、補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行います。

(8) 補助金の支払い

補助事業者には、協会から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出いただ

きます。その後、協会から補助金を支払うこととなります。

(9) 不正に対する交付決定の解除等

申請書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(10) 事業報告書の提出（交換事業、調査交換事業）

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から翌年度の3月末までの期間）の二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を大臣に提出しなければなりません。

また、補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければなりません。

(11) 補助事業完了後の検証

補助事業の完了日の属する年度以降、導入した設備と設備の稼働状況、管理状況及び事業の成果（二酸化炭素排出削減量）を確認するため、環境省から委託を受けた団体による現地調査が行われる場合があります。

(12) 会計検査院による実地検査について

補助事業が終了した翌年度以降、会計検査院による実地検査が行われる場合があります。実地検査が行われる場合は、協会から会計検査院に関係資料を提出するとともに、検査受検後は状況報告を協会に提出いただきます。補助事業の実施に当たっては、事務・事業遂行の正確性、合規性、経済性、効率性、有効性に十分留意してください。

4. 交付申請方法等

(1) 交付申請書類

* 交付申請に当たり提出が必要となる書類は、別紙2に記載するとおりです。

* 交付申請書類のうち、【様式第1】、【様式第1別紙1】、【既設灯一覧表】、【LED灯一覧表】、【CO2削減量計算表】、【様式第1別紙2】は必ず協会のホームページ(URL: <http://tochikankyou.com/hojo/index.html>) の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

* 交付申請は1施設単位で行っていただきます。但し、継続的かつ反復的に一定の事業活動を行っている区画（同一または隣接・近隣区画）にある施設であれば、複数施設をまとめて申請することも可とします。

*調査事業によりPCB使用照明器具の使用が認められた場合は改めて交換事業の交付申請を行っていただくことになります。(調査交換事業で申請された場合は改めて交換事業の交付申請は不要です。)

*審査過程において、必要に応じて電話又は電子メールにてヒアリングを実施させていただきます場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、ご了承下さい。

*応募の際、別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」をご確認のうえ、署名、押印し、ご提出ください(地方公共団体を除く。)

(2) 申請期間

令和2年5月7日(木)から令和3年1月29日(金) 15時まで

※ただし、令和3年2月28日(日)までに事業完了することが必要です。

※期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が協会の事情に起因しないものについては、受理しません。

※上記期間が満了する前に予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。

(3) 提出部数

(1)の書類(紙)を正本1部提出してください。(提出書類の番号順にインデックスラベルを付けて2つ穴ファイリングしてください。)加えて、当該書類の電子データを保存した電子媒体(CD-RまたはDVD-R)1部を提出してください(電子媒体には、交付申請事業者名と下記の略称を必ず記載してください。)。なお、提出いただきました交付申請書類は、返却しませんので、写しを控えておいてください。

<補助事業名>

<略称>

PCB使用照明器具の有無に係る調査事業……………(PCB)【調査】

PCB使用照明器具をLED照明に交換を行う事業……………(PCB)【交換】

PCB使用照明器具の有無に係る調査及びLED照明に交換を行う事業……(PCB)【調査交換】

(4) 提出方法及び提出先

郵送により下記の提出先へ提出して下さい(書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります(上記公募期間内に必着のこと))。持ち込みは不可です。

提出書類は、封書に入れ、宛名面に、交付申請事業者名及び「令和2年度PCB事業(「調査」、「交換」、「調査交換」のいずれか)交付申請書類」と朱書きで明記してください。

<提出先>

一般財団法人栃木県環境技術協会 補助事業部 宛て

〒329-1198 栃木県宇都宮市下岡本町2145-13

(5) 公募説明会

新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、公募説明会は開催いたしません。

なお、公募説明会の代替として説明動画を協会ホームページに掲載します。詳しくは、協会ホームページ、「設備の高効率化改修支援事業（R2 年度）」の「ホーム・お知らせ」をご確認ください。

申請に際しては、交付規程、公募要領、公募説明会資料、Q&A等の記載をご確認ください。

(6) お問い合わせ

申請についてのお問い合わせは、質問票のフォームに質問事項を記入して電子メールにてお願いします。

質問票のフォームは「設備の高効率化改修支援事業（R2 年度）」のホームページからダウンロードしてください。お問い合わせの際、メール件名を「【問い合わせ】令和2年ーPCB 問合せ社名」として下さい。

なお、電子メールを使用されない方等を対象に、電話によるお問い合わせも受け付けます。

申請に関するお問い合わせは、令和3年1月22日（金）まで受付します。

<問い合わせ先>

一般財団法人栃木県環境技術協会 補助事業部

メールアドレス：tochikankyou.hoj@nifty.com

電話番号： 028-671-1781

<質問票のダウンロード>

<http://tochikankyou.com/hojo/index.html> 公募情報一覧

5. 留意事項等

(1) 経理

補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、検収書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。

これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

また、本補助事業による二酸化炭素削減効果について、環境省の実施する検証評価事業の対象となることがあります。その場合、必要な資料の提出等、ご協力お願いいたします。

(2) 二酸化炭素削減見込み量の計算方法（交換事業及び調査交換事業）

原則として、二酸化炭素の削減見込み量については、様式第1別紙【CO₂削減量計算表】に従い、算出してください。

(3) 補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

(4) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

別紙1

一般財団法人栃木県環境技術協会
理事長 齋藤 高藏 殿

暴力団排除に関する誓約書

当社（法人である場合は当法人）は、補助金の応募申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 当社（法人である場合は当法人）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である、又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

以上

令和 年 月 日

申請者氏名 印

共同申請者氏名 印